

鳥取県安全運転装置普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)
第4条の規定に基づき、鳥取県安全運転装置普及促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の
交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内(以下「県内」という。)の指定する自動車学校で実施する「高齢者
交通安全講習」(以下「安全講習」という。)を受講した県内に住所を有する65歳以上の者が、
県内に所在する店舗で、安全運転支援機能付きドライブレコーダー及びペダル踏み間違い時加速抑
制装置(以下「安全運転装置等」という。)の導入に要する経費の一部を補助することにより、県
民の安全運転意識の向上及び自動車による交通事故を防止し、県民の安全と安心に資することを目
的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援機能付きドライブレコーダー

車線逸脱警告及び前方車接近警告機能が追加された自動車に搭載して走行中又は停車中の状況
を映像で記録する装置(スマートフォン等を活用したものを除く。)をいう。

(2) ペダル踏み間違い時加速抑制装置

ブレーキを踏むべき時に、ペダルの踏み間違いによる急加速を抑制する機能を有する装置をい
う。

(3) 自動車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(自動二輪車を除く。)
をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア ペダル踏み間違い時加速抑制装置(以下「加速抑制装置」という。)の取付けが可能であるこ
と

イ 自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(4) 店舗

次のいずれにも該当するものとする。

ア 原則として、次に掲げる事業者又は事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条
第3号に規定する子会社をいう。)が運営するもの

(ア) 安全運転装置等を県内店舗で販売及び取付けることができること

(イ) 次に掲げるものは、対象店舗としない。

(一) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下
「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(二) 暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員の利
益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
以下同じ。)

(三) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員
等に該当する者がいるもの

イ 原則として、県内に立地していること

(補助対象自動車)

第4条 本補助金の交付対象となる自動車は、自動車検査証の「使用者・氏名」及び「使用者・住所」が補助対象者と同一であること。ただし、安全運転サポート車等で既に第5条で掲げる機能又はその上位の機能を有する自動車を除く。

(補助対象安全運転装置等)

第5条 本補助金の交付対象となる安全運転装置等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 安全運転支援機能付きドライブレコーダー

安全運転支援機能付きドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること

イ 単体又は複数のカメラで車両の前後を同時に撮影することができること

ウ 有効画素数が200万画素以上であること

エ 常時録画を行った場合に2時間以上記録(メモリーカード等への保存時間を含む。)することができること

オ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声(電磁的記録媒体に記録した情報を含む。)についてパソコン等を用いて再生することができること

(2) 加速抑制装置

既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い装置とする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業の実施に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（千円未満の端数は切り捨てる。）と、同表第4欄に定める額のいずれか低い額とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、補助事業の完了から30日を経過する日とその年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書(同条第1号及び第2号の書類を含む。)及び規則第17条第1項の報告書(同条第2項の書類を含む。)は様式1号によるものとし、様式第1号で定める書類を添付するものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は様式2号によるものとする。

3 交付決定後、規則等に定める補助対象者の行うべき義務を履行しなかった場合、知事は交付決定を取消することができる。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑件)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、補助事業年度の4月1日以降に購入・取付を行った装置を対象とする。

別表（第6条関係）

1 補助 事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助上限額
鳥取 県安 全運 転装 置普 及促 進事 業	県内に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、年齢が補助事業年度末現在で満65歳以上となる者のうち、安全講習を受講し、安全運転装置等を購入及び取付けしようとする者。	補助対象者が使用する自動車に、県内の専門業者等で安全運転装置等の購入及び取付に要する経費。 ※消費税及び地方税を含む。 ただし、次に掲げる経費等は対象外とする。 ア 取付に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る経費。 イ 装置本体の付属品以外の別売りのもの（SDカード、コード等）	1申請者当たり 20,000円。

【注意事項】

本補助金の申請は、1回限り及び各1台とし、破損等による再購入は補助対象としない。